

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第7号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和3年7月1日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)の一部を次のように改正し、令和3年7月1日乗車となるものから施行する。

令和3年6月22日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第109条第2項を次のとおり改める。

旅客規則第307条第1項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

同条第3項を第5項に改め、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき(第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は旅客規則第282条第1項第1号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

同条第5項を次のとおり改める。

- 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

同条第5項の次に次の項を加える。

- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

第111条第1項第1号を次のとおり改める。

他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

同条同項第2号中、「容器に収納した」の前に「専用の」を加える。